

世田谷区新型コロナウイルス感染症 対策緊急融資あっせんのご案内

□ 受付期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

□ 利用できる方 (次の要件をすべて満たす方)

中小企業者(法人・個人)で世田谷区内に住所または主たる事業所(法人の場合は法人登記所在地)があり、引き続き1年以上()同一事業を経営していること。

()3ヶ月以上1年未満の事業者は特例があります。

東京信用保証協会の保証対象業種を営み、営業上必要な許認可を取得している、又は受けること。

申し込み日までに申告・納付すべき特別区(市町村)民税と個人事業税(法人は法人住民税・法人事業税)を完納していること。

次のいずれかの区市町村長の認定を受けていること。

- ・セーフティネット保証第4号(新型コロナウイルス感染症)
- ・セーフティネット保証第5号(業況の悪化している業種)

□ 融資あっせん概要

資金用途：運転・設備

融資限度額：**500万円**以内

()創業3ヶ月以上1年未満の事業者は**300万円**以内

返済期間：5年以内(据置6ヶ月以内を含む)

事業者利率：**0%**(契約利率2.0% 区負担利率2.0%)

返済方法：据置期間経過後、毎月元金均等返済または一括返済

保証人：法人の場合は代表者個人、個人の場合は原則不要

(金融機関・保証協会の審査により追加で必要な場合あり)

信用保証料：**区が全額補助(1,000円未満端数切捨て)**

信用保証協会に信用保証料支払い後、別途申請していただきます。

担保：原則として不要

裏面もご覧ください

申し込みに必要なもの

金融機関に代行申請を依頼するか、郵送してください。

～ の書類は、コピーを提出してください。

あっせん申込書（世田谷区ホームページからダウンロード可能。） 1, 3 枚目に押印

【法人】前期の法人税確定申告書・決算書（一式）

（法人概況説明書、損益計算書、貸借対照表、販売一般管理費、株主資本移動）

【個人】令和元年分の所得税確定申告書、及び青色申告決算書又は収支内訳書一式

法人及び個人ともに、税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は、法人税または所得税の確定申告を受け付けた旨の税務署からの受信完了通知(メール詳細)を添付したもの。

() 創業3ヶ月以上1年未満の事業者は、最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の試算表
最近1年間の下記税金の領収書または納税証明書

【法人】法人住民税・法人事業税

() 創業3ヶ月以上1年未満の事業者は、特別区（市町村）住民税・個人事業税

【個人】特別区（市町村）住民税・個人事業税

特別区（市町村）住民税が非課税の場合は、非課税証明書が必要です。

個人事業税が非課税の場合は、平成30年分の確定申告書および青色申告決算書または収支内訳書一式(最近の所得税確定申告書提出後に事業所所在地等が変更になった場合は、個人事業税申告書変更届(写し))

【法人】履歴事項全部証明書（3ヶ月以内に発行のもの）

【個人】住民票（3ヶ月以内に発行のもの）

住民票については運転免許証(両面)、マイナンバーカード（表面のみ）のコピーでも代用可

セーフティネット保証4号、5号いずれかの認定書(有効期限内のもの)

※セーフティネット保証の同時申込の場合は必要ありません。

【郵送の場合】返信用封筒（角型2号、返信先宛名を明記、切手不要）

取扱金融機関

都市銀行	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行
地方銀行	きらぼし銀行、横浜銀行、山梨中央銀行、東日本銀行、阿波銀行
信用金庫	さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、芝信用金庫、西武信用金庫、城南信用金庫、昭和信用金庫、目黒信用金庫、世田谷信用金庫
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用組合	全東栄信用組合、共立信用組合、大東京信用組合
農業協同組合	東京中央農業協同組合

申し込み・問い合わせ先

【郵送先】〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

(公財)世田谷区産業振興公社融資あっせん等担当

【問い合わせ先】 3411-6603

月曜～金曜（祝日等を除く） 9:00～17:00